

令和7年3月6日
令和6年度第4回評議会

令和7年度保険料率について



全国健康保険協会 新潟支部

協会けんぽ

令和7年度 都道府県単位保険料率変更に係る意見（令和7年1月21日）

1. 意見の要旨

新潟支部の令和7年度保険料率を、令和6年度保険料率9.35%から0.2ポイント引き上げ、9.55%とすることはやむを得ないと考えます。

2. 理由等

平均保険料率10%として計算された新潟支部保険料率についてはやむを得ないものと考えます。

また、支部評議会においては、支部保険料率が引き上げとなることは様々な状況を鑑みると致し方ないとの意見が大勢を占めました。

以前より新潟県の医療費が全国一低い状況は、医師偏在指標が全国45位と低く医療の提供体制が不足していることが要因ではないかご意見もいただいております。一方、生活習慣病のリスク保有割合が全国平均と比べ低く、県民の健康意識の高さが医療費抑制に寄与していると考えております。

医療費の上昇抑制に向けて、健診結果から見えた健康課題を把握したうえで、健診・保健指導の実施・重症化予防・コラボヘルス（健康経営）の推進といった保健事業に更に取り組んでまいります。

【評議会の意見】

9.55%とすることはやむを得ないと考えます。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- ・新型コロナなどの影響で保険料率が0.2%上がるのは致し方ないが、加入者への丁寧な説明は必要である。
- ・0.2%の増加はインパクトのある数字だが、9.50%程度であれば令和3年度の状態に戻ったと考えれば実態に沿った率と理解できる。

（事業主代表）

- ・保険料率が上がることにについて、従業員への説明に苦慮することもあるため、わかりやすい広報をお願いしたい。
- ・保険料率が上がることにについてはやむを得ない。但し、大企業中心に賃上げはされているものの、物価の上昇が上回っている状況である。また、小規模事業者は価格転嫁ができておらず賃上げが進んでいない。雇用者総所得は実質では下がっており、保険料率上昇により社会保障の負担感は大きくなっている。

（被保険者代表）

- ・令和4年から令和5年の下がり幅から考えると、0.2%程度の増加は致し方ないが、保険料率をできるだけ下げること重点を置いて事業を進めてほしい。
- ・保険料率が0.2%上がることに対しては、加入者への丁寧な説明を行い、理解を得られるようにする必要があるのではないか。
- ・保険料率引き下げが一番良いと思うが数年で準備金がマイナスに転じるの見込まれるなら、平均保険料率10%維持による引き上げは仕方ない。

令和7年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見

[]は昨年度の支部数

意見の提出あり 47支部 [47支部]

● 当該支部の保険料率について 『妥当』、『容認』とする趣旨の記載がある支部	23 支部	・引き上げとなる支部 (28 支部中	7 支部) [24支部中 4支部]
	[24 支部]	・引き下げとなる支部 (18 支部中	16 支部) [22支部中 20支部]
		・変更がない支部 (1 支部中	0 支部) [1支部中 0支部]
● 当該支部の保険料率について 『やむを得ない』とする趣旨の記載がある支部	24 支部	・引き上げとなる支部 (28 支部中	21 支部) [24支部中 20支部]
	[23 支部]	・引き下げとなる支部 (18 支部中	2 支部) [22支部中 2支部]
		・変更がない支部 (1 支部中	1 支部) [1支部中 1支部]
● 当該支部の保険料率について 『反対』とする趣旨の記載がある支部	0 支部	・引き上げとなる支部 (28 支部中	0 支部) [24支部中 0支部]
	[0 支部]	・引き下げとなる支部 (18 支部中	0 支部) [22支部中 0支部]
		・変更がない支部 (1 支部中	0 支部) [1支部中 0支部]

意見の提出なし 0支部 [0支部]

※ 都道府県単位保険料率の変更がない支部については、健康保険法上、支部長の意見の聴取を行うことは必要とされていないため、理事長からの法定の聴取は行っていない。
ただし、支部長として都道府県単位保険料率の変更が必要と考える場合は、法第160条第7項の規定に基づき、評議会の意見を聴いた上で、意見を提出することができる。
また、当該支部の支部長が、都道府県単位保険料率を変更しないことが「妥当」、「容認」等の意見を任意で提出することも認めている。

(参考) 令和7年度都道府県単位保険料率の令和6年度からの変化

令和7年度 都道府県単位保険料率について

標記について、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第1項の規定に基づき、都道府県単位保険料率の変更がある都道府県について、以下のとおりとする。

1. 都道府県単位保険料率

北海道	10.31%	滋賀県	9.97%
青森県	9.85%	京都府	10.03%
岩手県	9.62%	大阪府	10.24%
宮城県	10.11%	兵庫県	10.16%
秋田県	10.01%	奈良県	10.02%
山形県	9.75%	和歌山県	10.19%
福島県	9.62%	鳥取県	9.93%
茨城県	9.67%	島根県	9.94%
栃木県	9.82%	岡山県	10.17%
群馬県	9.77%	広島県	9.97%
埼玉県	9.76%	山口県	10.36%
千葉県	9.79%	徳島県	10.47%
東京都	9.91%	香川県	10.21%
神奈川県	9.92%	愛媛県	10.18%
新潟県	9.55%	高知県	10.13%
富山県	9.65%	福岡県	10.31%
石川県	9.88%	佐賀県	10.78%
福井県	9.94%	長崎県	10.41%
山梨県	9.89%	熊本県	10.12%
長野県	9.69%	大分県	10.25%
岐阜県	9.93%	宮崎県	10.09%
静岡県	9.80%	鹿児島県	10.31%
愛知県	10.03%	沖縄県	9.44%
三重県	9.99%		

2. 適用時期

令和7年3月分（任意継続被保険者にあつては、同年4月分）の保険料額から適用

	令和6年度保険料率 (a)	令和7年度保険料率 (b)	現在からの変化分 (b)-(a)
全国	10.00	10.00	0.00
1 北海道	10.21	10.31	+0.10
2 青森県	9.49	9.85	+0.36
3 岩手県	9.63	9.62	▲0.01
4 宮城県	10.01	10.11	+0.10
5 秋田県	9.85	10.01	+0.16
6 山形県	9.84	9.75	▲0.09
7 福島県	9.59	9.62	+0.03
8 茨城県	9.66	9.67	+0.01
9 栃木県	9.79	9.82	+0.03
10 群馬県	9.81	9.77	▲0.04
11 埼玉県	9.78	9.76	▲0.02
12 千葉県	9.77	9.79	+0.02
13 東京都	9.98	9.91	▲0.07
14 神奈川県	10.02	9.92	▲0.10
15 新潟県	9.35	9.55	+0.20
16 富山県	9.62	9.65	+0.03
17 石川県	9.94	9.88	▲0.06
18 福井県	10.07	9.94	▲0.13
19 山梨県	9.94	9.89	▲0.05
20 長野県	9.55	9.69	+0.14
21 岐阜県	9.91	9.93	+0.02
22 静岡県	9.85	9.80	▲0.05
23 愛知県	10.02	10.03	+0.01
24 三重県	9.94	9.99	+0.05
25 滋賀県	9.89	9.97	+0.08
26 京都府	10.13	10.03	▲0.10
27 大阪府	10.34	10.24	▲0.10
28 兵庫県	10.18	10.16	▲0.02
29 奈良県	10.22	10.02	▲0.20
30 和歌山県	10.00	10.19	+0.19
31 鳥取県	9.68	9.93	+0.25
32 島根県	9.92	9.94	+0.02
33 岡山県	10.02	10.17	+0.15
34 広島県	9.95	9.97	+0.02
35 山口県	10.20	10.36	+0.16
36 徳島県	10.19	10.47	+0.28
37 香川県	10.33	10.21	▲0.12
38 愛媛県	10.03	10.18	+0.15
39 高知県	9.89	10.13	+0.24
40 福岡県	10.35	10.31	▲0.04
41 佐賀県	10.42	10.78	+0.36
42 長崎県	10.17	10.41	+0.24
43 熊本県	10.30	10.12	▲0.18
44 大分県	10.25	10.25	0.00
45 宮崎県	9.85	10.09	+0.24
46 鹿児島県	10.13	10.31	+0.18
47 沖縄県	9.52	9.44	▲0.08

令和7年度都道府県単位保険料率の算定について

	医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		所要保険料率 (a+b+4.65)	保険料率 (精算反映後、 インセンティブ 反映前)		保険料率 (精算・インセンティブ 反映後)	
			年齢調整	所得調整		(c)	(d)	インセンティブ 分	
全国	5.35	5.35	-	-	10.00	10.00	10.00	10.00	0.000
1 北海道	5.67	6.21	▲0.33	▲0.22	10.32	10.30	10.31	10.31	0.010
2 青森	5.19	6.35	▲0.37	▲0.79	9.85	9.84	9.85	9.85	0.007
3 岩手	5.02	5.99	▲0.35	▲0.62	9.68	9.61	9.62	9.62	0.010
4 宮城	5.42	5.91	▲0.16	▲0.33	10.07	10.10	10.11	10.11	0.010
5 秋田	5.37	6.72	▲0.63	▲0.72	10.02	10.01	10.01	10.01	0.000
6 山形	5.31	6.12	▲0.31	▲0.49	9.96	9.90	9.75	9.75	▲0.148
7 福島	4.94	5.43	▲0.20	▲0.28	9.60	9.61	9.62	9.62	0.010
8 茨城	5.05	5.07	▲0.04	0.02	9.70	9.66	9.67	9.67	0.010
9 栃木	5.21	5.38	▲0.08	▲0.09	9.87	9.81	9.82	9.82	0.010
10 群馬	5.10	5.20	▲0.02	▲0.08	9.75	9.76	9.77	9.77	0.010
11 埼玉	5.12	5.02	▲0.01	0.11	9.77	9.75	9.76	9.76	0.010
12 千葉	5.15	5.10	▲0.06	0.11	9.80	9.78	9.79	9.79	0.010
13 東京	5.26	4.46	0.17	0.63	9.91	9.90	9.91	9.91	0.010
14 神奈川	5.30	5.00	▲0.06	0.36	9.95	9.91	9.92	9.92	0.010
15 新潟	4.86	5.32	▲0.15	▲0.31	9.51	9.59	9.55	9.55	▲0.040
16 富山	4.98	4.95	▲0.07	0.11	9.64	9.68	9.65	9.65	▲0.027
17 石川	5.21	5.19	▲0.01	0.04	9.86	9.87	9.88	9.88	0.010
18 福井	5.28	5.47	▲0.14	▲0.04	9.94	9.93	9.94	9.94	0.010
19 山梨	5.17	5.46	▲0.16	▲0.14	9.82	9.88	9.89	9.89	0.010
20 長野	5.02	5.27	▲0.08	▲0.17	9.68	9.76	9.69	9.69	▲0.067
21 岐阜	5.28	5.39	▲0.00	▲0.10	9.94	10.01	9.93	9.93	▲0.079
22 静岡	5.11	5.07	▲0.04	0.08	9.76	9.79	9.80	9.80	0.010
23 愛知	5.33	4.92	0.19	0.23	9.98	10.02	10.03	10.03	0.010
24 三重	5.25	5.22	0.02	0.01	9.90	9.98	9.99	9.99	0.010
25 滋賀	5.22	5.28	0.08	▲0.14	9.88	9.96	9.97	9.97	0.010
26 京都	5.39	5.28	0.07	0.04	10.05	10.02	10.03	10.03	0.010
27 大阪	5.60	5.32	0.16	0.12	10.25	10.23	10.24	10.24	0.010
28 兵庫	5.51	5.52	0.02	▲0.03	10.17	10.15	10.16	10.16	0.010
29 奈良	5.42	5.88	▲0.02	▲0.43	10.08	10.02	10.02	10.02	0.001
30 和歌山	5.46	6.06	▲0.08	▲0.52	10.11	10.19	10.19	10.19	▲0.001
31 鳥取	5.26	6.09	▲0.16	▲0.67	9.92	9.92	9.93	9.93	0.010
32 島根	5.45	6.24	▲0.27	▲0.52	10.11	10.05	9.94	9.94	▲0.106
33 岡山	5.49	5.66	0.06	▲0.23	10.15	10.16	10.17	10.17	0.010
34 広島	5.31	5.41	0.04	▲0.14	9.96	9.96	9.97	9.97	0.010
35 山口	5.56	5.83	▲0.17	▲0.10	10.21	10.35	10.36	10.36	0.010
36 徳島	5.73	6.20	▲0.11	▲0.36	10.38	10.49	10.47	10.47	▲0.025
37 香川	5.59	5.99	▲0.05	▲0.35	10.24	10.20	10.21	10.21	0.010
38 愛媛	5.47	5.95	▲0.01	▲0.47	10.12	10.17	10.18	10.18	0.010
39 高知	5.48	6.03	▲0.17	▲0.39	10.13	10.12	10.13	10.13	0.010
40 福岡	5.65	5.90	0.04	▲0.29	10.30	10.30	10.31	10.31	0.010
41 佐賀	6.06	6.93	▲0.19	▲0.68	10.71	10.77	10.78	10.78	0.010
42 長崎	5.67	6.70	▲0.27	▲0.76	10.33	10.40	10.41	10.41	0.010
43 熊本	5.64	6.34	▲0.10	▲0.60	10.29	10.26	10.12	10.12	▲0.137
44 大分	5.62	6.41	▲0.22	▲0.57	10.27	10.29	10.25	10.25	▲0.048
45 宮崎	5.33	6.21	▲0.13	▲0.75	9.99	10.14	10.09	10.09	▲0.048
46 鹿児島	5.64	6.65	▲0.12	▲0.90	10.29	10.30	10.31	10.31	0.010
47 沖縄	5.03	6.41	0.11	▲1.48	9.69	9.44	9.44	9.44	▲0.002

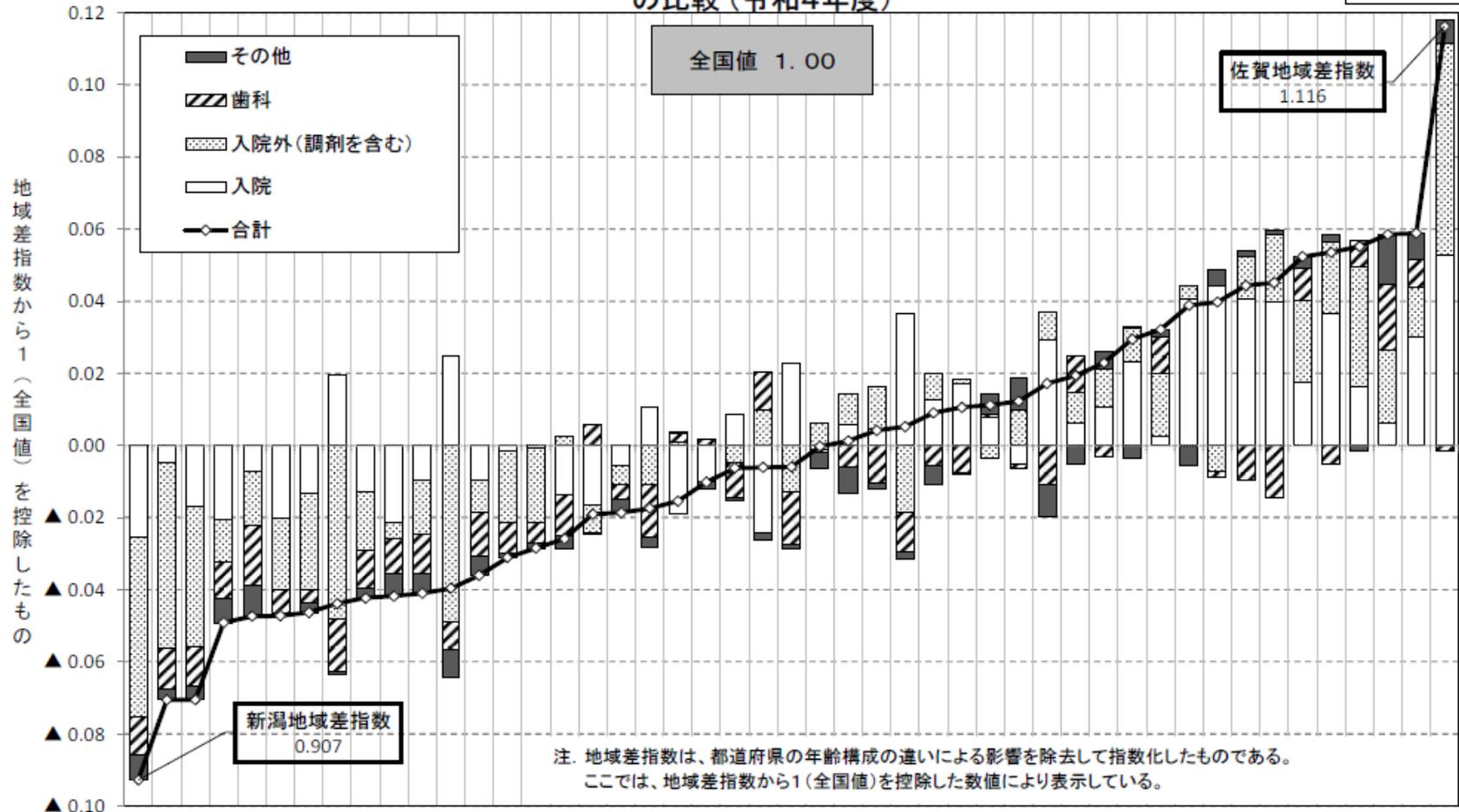
- 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費(0.51%)、前期高齢者納付金等(3.38%)、保健事業費等(0.78%)、その他収入(▲0.03%)に係る合計の保険料率(4.65%)を加算したものである。
- 保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、令和5年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。
- インセンティブ制度の加算額は、令和5年度の支部総報酬額の実績に0.01%を乗じて計算するため、これを令和7年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は(端数も込めてちょうど)0.01%になるとは限らない。減算額は支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は第133回運営委員会(令和6年12月23日開催)のインセンティブに係る資料(資料3)の「令和5年度(4月～3月確定値)のデータを用いた試算」における減算する率と一致するとは限らない。

都道府県支部別加入者 1 人あたり医療費の状況

新潟支部は、入院・入院外など全ての項目で医療費が全国平均より低く、全国一医療費が低い

都道府県支部別地域差指数(入院、入院外(調剤を含む)、歯科、その他)の比較(令和4年度)

年齢調整:あり
所得調整:なし

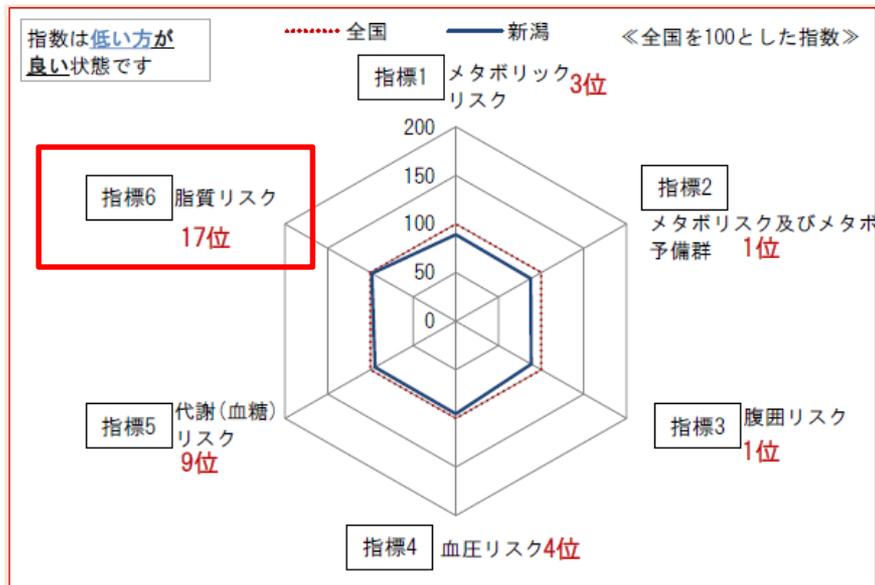


- 新潟
- 富山
- 長野
- 茨城
- 青森
- 埼玉
- 千葉
- 沖縄
- 群馬
- 静岡
- 岩手
- 鳥取
- 福島
- 滋賀
- 山梨
- 栃木
- 岐阜
- 三重
- 石川
- 東海
- 神奈川
- 宮崎
- 愛知
- 福井
- 広島
- 岡山
- 山形
- 奈良
- 山口
- 兵庫
- 北陸
- 長崎
- 鹿児島
- 大分
- 徳島
- 熊本
- 香川
- 大分
- 福岡
- 佐賀

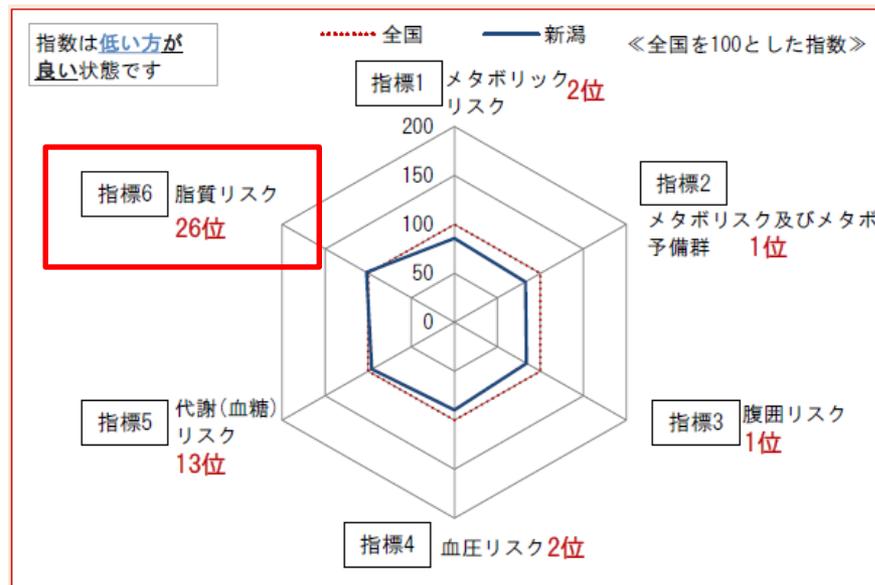
健診結果から見た生活習慣病リスク保有割合（令和5年度）

脂質リスクを除き、生活習慣病リスクは全般的に低い状況。

【男性】



【女性】

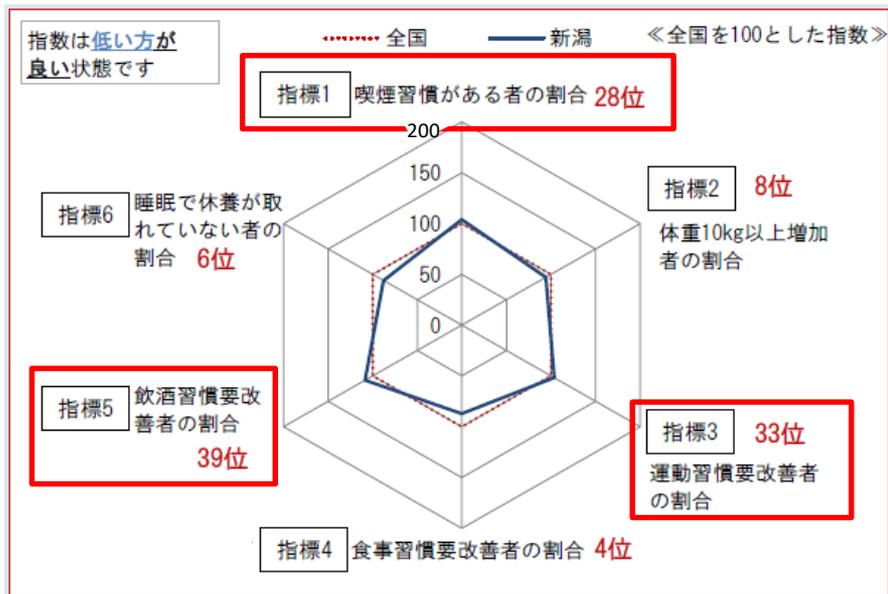


メタボリックリスク	腹囲リスク該当かつ血圧、代謝、脂質のうち2つ以上のリスクに該当する者
メタボリック予備群	腹囲リスク該当かつ血圧、代謝、脂質のうち1つのリスクに該当する者
腹囲リスク	男性85cm以上、女性90cm以上
血圧リスク	収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上又は服薬中
代謝(血糖)リスク	空腹時血糖110mg/dl以上又はHbA1c6.0%以上又は服薬中
脂質リスク	中性脂肪150mg/dl以上又はHDLコレステロール40mg/dl未満又は服薬中

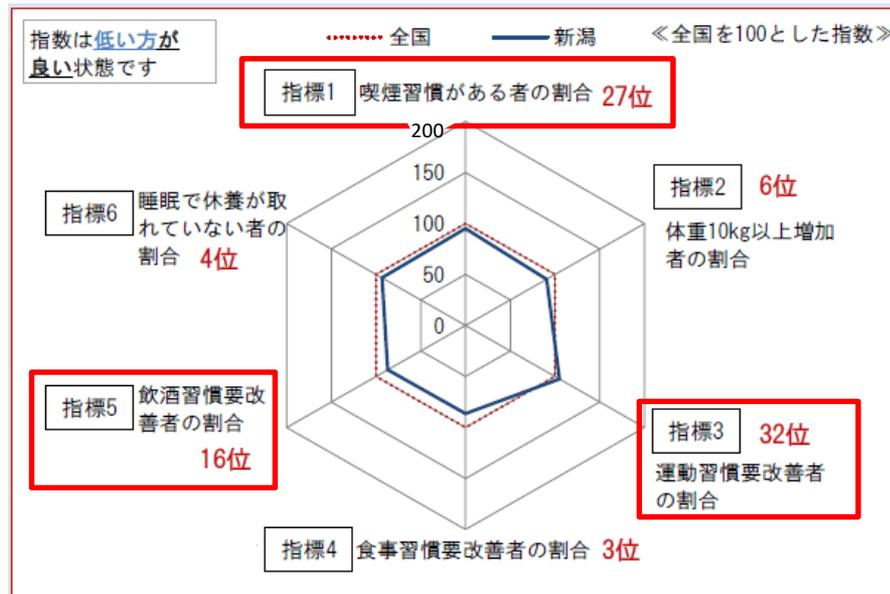
問診結果から見た生活習慣要改善者の割合（令和5年度）

男性・女性ともに、喫煙習慣がある者（喫煙率）、運動習慣要改善者の割合が高い（運動習慣が低い）。また、飲酒習慣要改善者の割合も高い。

【男性】



【女性】



喫煙習慣がある者	現在、たばこを習慣的に吸っている者の割合
体重 10kg 以上増加者	20 歳の時の体重から 10kg 以上増加している者
運動習慣要改善者	「1 回 30 分以上の軽く汗をかく運動を週 2 日以上 1 年以上実施している」「日常生活において歩行又は同等の身体活動を 1 日 1 時間以上実施」「ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い」に 2 問以上該当する者
食事習慣要改善者	「人と比較して食べる速度が速い」「就寝前の 2 時間以内に夕食をとることが週に 3 回以上ある」「朝昼夜の 3 食以外に間食や甘い飲み物を摂取していますか」「朝食を抜くことが週に 3 回以上ある」に 2 問以上に「はい（速い・毎日又は時々）」と回答した者
飲酒習慣要改善者	「お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度」「飲酒日の 1 日当たりの飲酒量」に「毎日 2 合以上」又は「時々 3 合以上」と回答した者の割合
睡眠で休養が取れていない者	「睡眠で休養が十分とれている」に「いいえ」と回答した者の割合

令和7年度 保険料率改定に係る広報の対応について

1. 広報の目的

- 令和7年度都道府県単位保険料率に係る広報について、都道府県単位保険料率と保険料率設定の仕組みを周知し、加入者・事業主の取組で保険料率が下がる仕組みであることを理解いただく。
- 医療費の伸びを抑えるためには、加入者・事業主が健康づくりや上手な医療のかかり方に取り組むことが重要であることを理解いただく。

2. 本部における対応

- **Webによる広報**
 - ・特設ページを開設し、WEB広告を展開する。
- **紙媒体による広報物の作成**
 - ・リーフレット(保険料額表)、ポスターを作成
 - リーフレットは2月発送分の納入告知書に同封し、事業所へ送付

3. 支部における対応

- **関係団体（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等）**
 - ・訪問を通じて、機関紙、会報誌への記事掲載等を依頼
- **新聞広告による広報**
 - ・地方第一紙に（全5段広告に1回）広告掲載
- **その他支部の広報**
 - ・LINE、メールマガジン、健康保険委員向け広報誌

令和7年度保険料率広報に係るスケジュール(予定)

令和7年	1月	2月	3月	4月
WEB特設ページ		料率認可	WEB特設ページ公開	
WEB広告		WEB広告		
料額表、ポスター		2月納入告知書へ料額表を同封	関係団体等への配布	
関係団体を通じた広報		関係団体の会報誌等への掲載		
メールマガジン、健康保険委員向け広報誌		LINE、メールマガジン、健康保険委員向け広報誌		
新聞広告			地方紙に広告掲載を1回	

 :本部実施  :支部実施

新潟日報掲載広告（イメージ）

協会けんぽ 加入者・事業主のみなさまへ

令和7年3月分（4月納付分）からの
保険料率のお知らせです

〇〇〇支部の
健康保険料率は **変更** となります

令和7年2月分（3月納付分）まで給与・賞与の **00.00%**

▼

令和7年3月分（4月納付分）から給与・賞与の **00.00%**

介護保険料率も **変更** となります

令和7年2月分（3月納付分）まで給与・賞与の **1.60%**

▼

令和7年3月分（4月納付分）から給与・賞与の **1.59%**

※健康保険料と介護保険料は別算となります。※45歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）には、健康保険料率に全額一律の介護保険料率がかかります。※賞与については、支給日が3月1日分から支給後の保険料率がかかります。
※任意継続被保険者の方は、令和7年4月分の保険料率から変更となります。
※ご加入の支店は異称掲載の有無や支店の「保険者名簿」をご確認ください。（所在地や都道府県とは異なる場合があります。）

みなさまが自分らしく安心して働けるように。

**協会けんぽは、
働くあなたのそばにいます。**

元気に働き続けるためには、日々の健康が大切。しかも、健康であればあるほど、保険料率の伸びを抑えられます。さらに、上手な医療のかかり方を心がければ、あなたの支払う医療費や、保険料率の伸びが抑えられます。「上手な医療のかかり方」と「健康づくり」をはじめませんか？

上手な医療のかかり方

あなたの医療のかかり方について、あてはまる項目を見直してみましょう。
自己負担の軽減ひいては医療費の適正化につながります。



休日や夜間に病院に行くことがある。



同じ病気や症状の治療のために複数の医療機関を受診する。



ジェネリック医薬品を使っていない。



気軽に相談できる医師・薬剤師がない。

健康づくりサイクル

健康づくりサイクルをまわして、元気で健康な暮らしを続けましょう！



01 職場の定休
02 職場後の行動
03 日々の健康づくり

健康づくり
サイクル

協会けんぽ とSDGs

私たちが協会けんぽは、健康保険事業の運営を通してSDGsに貢献していきます
※SDGsとは国連で採択された「持続可能な開発目標」です。



お問い合わせはこちらまで
TEL 03-6853-6111
〒164-8540 中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス7階

保険料率についての特設サイトはこちら



サイズ：全5段、カラー